資料No.2

にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表　「☆」は、新規の取り組み

基本的施策	取組の方向性		主な取組	担当課
10－1　安全で安心な農作物等の提供の促進				
	農業における生産・管理技術の普及			
		☆	食品安全のためのGAPの普及・啓発と導入支援	農産園芸課
			品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した持続性の高い生産技術の開発及びその普及	農産園芸課
	トレーサビリティの質的向上と取組拡大			
			トレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築及び情報関連機器等の整備支援	食品・流通課
			セミナーの開催などによる普及啓発	食品・流通課
10－2　安全で安心な畜産物の提供の促進				
	家畜の衛生管理技術の普及			
			家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準の遵守状況調査・指導	畜産課
			HACCP方式の導入のための啓発・指導	畜産課
			HACCP方式導入農場の認定	畜産課
	家畜伝染病の検査、監視及び防疫体制の整備			
			24か月齢以上の死亡牛のBSE(牛海綿状脳症)全頭検査実施	畜産課
	トレーサビリティの質的向上と取組拡大			
			牛トレーサビリティ法に基づく現行システムの円滑な運用に向けた協力	食品・流通課
			養豚農家の情報開示の取組促進	食品・流通課
10－3　安全で安心な水産物の提供の促進				
	水産物の衛生的管理の普及			
			水産物の生産から陸揚げ、流通まで一貫した鮮度・衛生管理対策についての啓発指導	水産課
			海水清浄化機器、海水冷却機器等、鮮度・衛生管理に必要な施設整備の導入に関する支援	水産課
			養殖業者巡回等による水産用医薬品の適正使用の啓発・普及	水産課
			衛生管理型漁港の整備	漁港課

にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表　「☆」は、新規の取り組み

基本的施策	取組の方向性		主な取組	担当課
10－4　安全で安心な加工食品の提供の促進				
	食品衛生に関する知識の普及			
			食品衛生責任者養成講習会・実務講習会のでの指導・普及	生活衛生課
			関係団体機関紙等による周知	生活衛生課
			関係団体、食品関連事業者等の実施する衛生講習会への講師派遣	生活衛生課
			食品衛生監視指導計画に基づく監視時の指導	生活衛生課
	高度な衛生管理手法の導入促進			
		☆	県版HACCP認定制度の創設、普及	生活衛生課
		☆	県版HACCP認定制度に関する講習会の実施	生活衛生課
			「総合衛生管理製造過程」の導入指導	生活衛生課
10－5　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用と自主検査の促進				
	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導			
			食品衛生責任者養成講習会・実務講習会での指導・普及　（再掲）	生活衛生課
			農林水産物、市場流通食品の食品衛生監視指導計画に基づく収去検査の実施	生活衛生課
			食品衛生監視指導計画に基づく監視時の指導　（再掲）	生活衛生課
			農薬取締法に基づく農薬の適正使用の指導	農産園芸課
			農薬危被害防止運動の実施	農産園芸課
			動物用医薬品販売業の適正販売	畜産課
			飼育動物診療施設の巡回による動物用医薬品の適正指示・適正使用の指導	畜産課
			農家巡回による動物用医薬品の適正使用の啓発・普及	畜産課
			飼料製造・販売業者、農家の巡回による、使用基準が定められている飼料の適正使用の周知、徹底	畜産課
			養殖業者巡回等による飼料、水産用医薬品の適正使用の指導	水産課
	自主的な検査の促進			
			関係団体と協力し、食品関連事業者の自主検査を指導	生活衛生課
		☆	自主基準の設定・公開制度を活用し、自ら検査し自ら公表する取り組みの促進	生活衛生課
			農業団体等の自主的な検査実施の推進	農産園芸課

にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表　「☆」は、新規の取り組み

基本的施策	取組の方向性		主な取組	担当課
10－6　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止				
	遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止			
		☆	交雑防止措置を含む栽培計画や栽培状況などの情報の提供	農業総務課
		☆	栽培基準などの遵守事項の徹底と立入検査の実施による、適切な交雑混入防止措置の確保	農業総務課
11　一貫した監視等の実施				
	農林水産物の採取、生産段階における監視指導			
			農薬取締法に基づく農薬の適正使用の指導　（再掲）	農産園芸課
			動物用医薬品販売業の適正販売　（再掲）	畜産課
			飼育動物診療施設の巡回による適正指示、適正使用の指導　（再掲）	畜産課
			農家巡回による動物用医薬品の適正使用の啓発・普及　（再掲）	畜産課
			飼料製造・販売業者、農家の巡回による、使用基準が定められている飼料の適正使用の周知、徹底　（再掲）	畜産課
			養殖業者巡回等による飼料、水産用医薬品の適正使用の指導　（再掲）	水産課
	食品等の製造、加工、調理、販売段階おける監視指導			
			食品衛生監視指導計画に基づく、監視指導の実施　（再掲）	生活衛生課
	食品の行政検査による安全確保			
			農畜水産物、市場流通食品の新潟県食品衛生監視指導計画に基づく収去検査の実施	生活衛生課
			と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査、BSEスクリーニング検査、食鳥肉検査の実施	生活衛生課

にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表　「☆」は、新規の取り組み

基本的施策	取組の方向性		主な取組	担当課
12　食品等の適正な表示等				
	適正な表示・広告に関する普及啓発			
			食品衛生責任者養成講習会・実務講習会での食品衛生法に基づく表示の普及啓発	生活衛生課
			関係団体機関紙等を活用した食品衛生法に基づく表示の普及啓発	生活衛生課
			関係団体、食品関連事業者等の実施する衛生講習会での食品衛生法に基づく表示の普及啓発	生活衛生課
			広報誌での啓発や関係各課と連携した食品関連事業者への講習会などによる景品表示法の普及啓発	県民生活課
			セミナーの開催などによるJAS法の普及啓発	食品・流通課
			食品関連事業及び消費者に対する説明会による健康増進法に基づく表示制度（栄養表示基準制度及び健康保持増進効果等の虚偽誇大広告の禁止）の普及啓発	健康対策課
			保健所における健康増進法に基づく表示制度の相談窓口の設置	健康対策課
	外食の原材料原産地表示の取組促進			
		☆	外食事業者との意見交換などによる意識啓発等	食品・流通課
	適正な表示・広告に関する監視指導			
			食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施	生活衛生課
			県職員による巡回点検指導と食品表示ウォッチャーによる表示調査、食品表示相談コーナーの設置	食品・流通課
			景品表示法に反する表示を行った食品関連事業者への改善指導	県民生活課
			健康増進法に反する表示・広告を行った食品関連事業者への改善指導	健康対策課
13　危機管理体制の整備				
	危機管理に関する普及啓発			
			食品関連事業者の研修や監視指導の際、迅速な通報や自主公表について啓発	生活衛生課
			学校体育・保健・給食管理運営研修会で学校管理職に対し、衛生管理事項について指導	保健体育課
	危機発生時の被害拡大防止			
			食中毒処理マニュアル等に基づく的確な調査の実施	生活衛生課
			緊急事態発生時の迅速な公表の実施	生活衛生課
			危害発生の原因究明と再発防止策の徹底指導	生活衛生課
			農作物残留農薬超過時における対応マニュアルに基づく農作物の安全確保と原因究明及び再発防止対策の徹底指導	農産園芸課
	危機管理体制の整備			
			食中毒(疑い)発生時の市町村教育委員会緊急連絡体制の作成を指導	保健体育課
		☆	緊急時に民間検査機関からの検査支援体制整備	生活衛生課
		☆	食品衛生監視員の健康危機管理対応研修の実施	生活衛生課

にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表　「☆」は、新規の取り組み

基本的施策	取組の方向性		主な取組	担当課
14　研究開発の推進				
	食品が原因となる健康被害防止のための調査研究の推進			
			食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	生活衛生課
			食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	生活衛生課
	安全・安心・健康志向や環境保全等に配慮した農林水産業のための研究の推進			
			品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した減農薬生産技術の開発	農業総務課
			有害土壌汚染物質（土壌中の残留農薬等）の除去、吸収抑制技術の開発	農業総務課
			生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発	水産課
15－1　消費者、食品関連事業者への情報の提供				
	消費者・食品関連事業者に対するわかりやすい食の安全・安心情報の提供			
			県ホームページ内「食の安全インフォメーション」での情報提供	生活衛生課
			腸炎ビブリオ情報やノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒情報の作成・発行	生活衛生課
			食中毒予防情報(ちらし)の作成・配布による情報提供	生活衛生課
		☆	メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」による情報提供	生活衛生課
			BSE，鳥インフルエンザ関連情報等を県ホームページや「衛生だより」により提供	畜産課
			農作物の生産関連情報、環境保全型農業関連情報、農薬関連情報の提供	農産園芸課
			生活情報誌「くらしほっと」での情報提供	県民生活課
15－2　食品関連事業者から消費者への情報提供の促進				
	食品関連事業者が、自ら実施する安全・安心の取り組みの公開の促進			
		☆	自主基準の設定・公開制度の創設、普及	生活衛生課
		☆	消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報を提供	生活衛生課
15－3　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進				
	消費者、食品関連事業者、県の情報及び意見交換の推進			
			消費者、食品関連事業者、県による意見交換会の開催	生活衛生課
		☆	にいがた食の安全・安心審議会の開催	生活衛生課
16　自主基準の設定及び公開				
	食品関連事業者が、自ら実施する安全・安心の取り組みの公開の促進			
		☆	自主基準の設定・公開制度の創設、普及　（再掲）	生活衛生課
		☆	外食事業者との意見交換などによる意識啓発等　（再掲）	食品・流通課

にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表　「☆」は、新規の取り組み

基本的施策	取組の方向性		主な取組	担当課
17　食育の推進				
	新潟県食育推進計画に基づく食育の推進			
			家庭、学校、地域における食育の推進	健康対策課 食品・流通課 保健体育課
			地産地消の推進	食品・流通課
18　施策の申出				
	施策の申出制度の普及啓発			
		☆	県ホームページや広報媒体、各種団体の機関紙等を活用した窓口や制度の周知	生活衛生課
19　危害情報の申出				
	危害情報の申出制度の普及啓発			
		☆	県ホームページや広報媒体、各種団体の機関紙等を活用した窓口や制度の周知	生活衛生課
20　国等への協力要請及び提言				
	国や他の都道府県、市町村等との連携体制の構築			
			全国食品安全自治ネットワーク(都道府県の連携組織)への参加、活用	生活衛生課
		☆	県内全市町村への食の安全・安心に関するメール配信システムの構築	生活衛生課
21　食の安全・安心に係る人材の育成				
	食品安全に関する知識の普及を行う人材の育成			
			食品衛生指導員の養成及び継続教育	生活衛生課
		☆	食品衛生指導員のリーダーを育成(食品衛生推進員として委嘱)	生活衛生課
		☆	きのこ相談員制度を設け地域での相談を委託(食品衛生推進員として委嘱)	生活衛生課
			食品衛生監視員にHACCP研修を行い、指導力強化	生活衛生課
			農薬管理指導士研修会の開催	農産園芸課
22　環境保全施策との連携等				
	環境に配慮した事業活動の推進			
			環境保全型農業の意識啓発	農産園芸課
			県特別栽培農産物認証制度に基づく認証	農産園芸課
			エコファーマーの確保・育成	農産園芸課
			家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査などによる監視、指導	畜産課
			食品関連事業者の適正な廃棄物処理、排水処理等の推進	生活衛生課

食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表
用語解説

第１０条第１項

●食品安全のためのＧＡＰの普及・啓発と導入支援

食品（農作物）を生産する過程には、様々な危害要因があります。

ＧＡＰとは「Good Agricultural Practice」の略で、「適正農業規範」と訳されており、「生産者自ら安全な農作物を生産するための管理のポイントを整理」し、「その管理を確実に実施したかをチェックすることにより、安全性を確保する取組」を広めようとするものです。　　例：要因：未熟なたい肥中の病原性微生物（O 157 など）

チェック項目：たい肥は完熟しているか確認したか

●品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した減農薬生産技術の開発

・農薬の使用を低減できるコシヒカリＢＬ等の新品種の育成

・土壌病害を抑制できる有用微生物の選抜と有用微生物を活用した防除法の開発

・アレロパシー等を利用した病害発生制御技術の開発

アレロパシー：allelopathy

・「アレロパシー」は、微生物を含む植物相互間の生化学的な関わり合いを指す。

・(微生物を含む)ある一種の植物が生産する化学物質が環境に放出されることにより、他植物に直接又は間接的に与える作用のこと。

・この「作用」には植物や微生物の生育を阻害する場合と促進する場合の両方がある。

●トレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器等の整備支援

生産者及び生産者団体が行う生産履歴記帳等において、電子データとして保管するためのデータベースを構築し、サーバー、パソコン等システム導入に必要な情報関連機器等の整備について支援しています。(「トレーサビリティシステム導入生産段階支援事業」（H17 ～ 19))

●セミナーの開催などによる普及啓発

消費者を対象としたセミナーの開催及び消費者・実需者向けＰＲチラシの作成、配布を行うこととしています。(「トレーサビリティシステム活用促進事業」（H17 ～ 19))

第１０条第２項

●家畜の「飼養衛生管理基準」とは

食品である畜産物の生産段階での衛生管理が、食の安全性確保、国民の健康保護のために重要なことから、衛生管理をより的確に行い健康な家畜を生産するために、平成 16 年 9 月に家畜伝染病予防法で新たに定められた基準です。

基準は 10 項目で構成されており、主な内容は家畜の病気を予防するため、畜舎等の消毒の励行や飼料や給与水を清潔に保つこと、他の農場などから病気が持ち込まれないよ

うに家畜の導入時や野生動物の畜舎内への侵入に注意すること、家畜の健康管理に努めることや獣医師指導を受けることなどが定められています。

●ＨＡＣＣＰ方式導入農場の認定

健康な家畜を飼育し安全な畜産物を供給するために、ＨＡＣＣＰの考え方に基づく衛生管理手法（ＨＡＣＣＰ方式）を畜産農家に普及・推進し、この方式を導入した農場を「畜産安心ブランド生産農場」として（社）畜産協会で認定しています。

平成 18 年 3 月末現在、92 農場（豚 55、肉用牛 10、採卵鶏 13、ブロイラー 14）が認定されています。

●牛トレーサビリティ法に基づく現行システムの円滑な運用に向けた協力

現在、牛トレーサビリティ法に基づき、生産者に対しては、出生等の届出、耳標の装着等を、また、特定料理（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）提供業者等に対しては、食用牛肉への個体識別番号の表示を義務付けています。その監視指導・調査等は国（農林水産省北陸農政局）で実施していますが、県としても県域業者に対する食品表示指導の観点などから関連する場合には必要に応じて、その指導等に協力することとしています。

●養豚農家の情報開示の取組促進

現在、全農県本部では、クリーンポーク認定農場の豚肉を対象に、生産情報や出荷情報をデータベースで管理するとともに、出荷単位ごとの識別番号により、生産履歴情報を提供するシステムを稼働させています。

今のところ、養豚農家の取組はまだ少ないため、今後さらに取組拡大を図ることとしています。

第１０条第３項

●衛生管理型漁港の整備

衛生管理型漁港の整備には以下のものが含まれています。

・取水、導水施設等の清掃海水導入施設の整備
・防風防雪防暑施設（屋根等）、鳥獣侵入防止施設（シャッター等）の整備
・汚水排水処理施設の整備
・アクセス道路の整備・防塵舗装
・水質浄化施設（漁港内の海水交換、水質改善対策）の整備など

第１０条第４項

●食品衛生責任者

食品衛生責任者とは、営業者の自主管理を推進するため、食品衛生法、新潟県食品衛生条例に基づく営業許可を受けている店舗ごと又は部門ごとに、県条例に基づき設置が義務づけられており、県内では約５１，０００名が責任者となっています。

新潟県では、食品衛生責任者に対し４年ごとに実務講習会の受講を義務づけています。

●食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、毎年新潟県及び保健所を設置している新潟市が計画を策定しています。内容は、給食施設、食品製造施設、スーパーマーケット、鶏卵選別包装施設、と畜場、食鳥処理場などの食品営業関連施設の監視指導項目、監視回数や食品の計画検査数などを定めています。

監視や検査の結果については、毎年公表し、県ホームページ「食の安全インフォメーション」に掲載しています。

●ＨＡＣＣＰ

食品衛生管理の方法の一つで、製造工程中の重要な管理ポイントを常に監視し、すべての製品の安全性を保障しようとするものです。

●県版ＨＡＣＣＰ認定制度

県内の食品営業施設に、ＨＡＣＣＰの考え方に基づく高度な自主衛生管理手法の導入を促進するため、県独自で新たに創設する制度です。

高度な自主衛生管理を行っている食品営業施設を営業者の申請に基づき県知事が認定する制度で、平成１９度当初の運用開始を目指し、制度内容や認定基準等について検討を行っています。

●総合衛生管理製造過程

総合衛生管理製造過程とは、食品衛生法第 13 条に基づくＨＡＣＣＰによる総合的な衛生管理のことで、このような衛生管理を行っている施設については、厚生労働大臣の審査を受け、承認を受けることができることとなっています。

この承認制度は食品の種類ごとに行われ、厚生労働省では、乳、乳製品、魚肉練り製品、食肉製品、清涼飲料水、レトルト食品の６食品群について承認を行っており、県内の承認施設は６月末現在で８施設となっています。

第１０条第５項

●収去検査

収去検査とは、食品衛生法第 28 条に基づいて実施する食品の検査のことで、保健所は食品等事業者に対して、試験検査に必要な量を無償で提供させることができます。

●農薬危被害防止運動の実施

農薬により県民や環境、また農作物に被害が及ぼさないよう、適正使用について意識啓発を行っています。

●自主基準の設定・公開制度

生産者及び食品製造者が、自ら設定した基準（野菜の農薬散布回数や加工食品の検査と結果公開など）を公開する場を県ホームページ上に設け、自主的な安全取り組み宣言を支援するものです。

具体的な内容等は現在検討中です。

第１２条

●栄養表示基準制度

食品において、その栄養成分の量や熱量に関する適切な情報を広く国民に提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目標に導入された制度です。

●健康保持増進効果等の虚偽誇大広告の禁止

健康増進法において､食品として販売に供する物に関して広告その他の表示を行う場合、健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は著しく人を誤認させる表示を行うことを禁止したものです。

●セミナーの開催などによるＪＡＳ法の普及啓発

県内の食品製造・販売業者は、特に小規模店舗において食品表示に関する知識・認識がまだ不十分であると考えられていることから、ＪＡＳ法を中心とした食品表示制度に関するセミナーを開催し、十分な理解を促進し適正な食品表示を図っています。(「適正な食品表示推進事業」(H17 ～ 19))

●外食事業者との意見交換などによる意識啓発等

外食の原材料原産地表示については、国がガイドラインを定め、自主的な取組を促進していますが、広く行われている状況にはないため、取組促進に向け外食事業者との意見交換等を行い、効果的な対策を講ずることとしています。

●県職員による巡回点検指導と食品表示ウォッチャーによる表示調査、食品表示相談コーナーの設置

巡回点検指導：県の各地域機関ごとに策定する年間計画に基づき約４００店程度を目標に県の担当職員が表示状況を調査しています。

食品表示ウォッチャー：県民公募により４５名を委嘱し、それぞれの地域における食品販売店での表示状況について消費者視点に立った調査・報告をしていただいています。

ウォッチャーには法に基づく検査権限は付与されないことから、報告を受けた不適正案件については、県が確認の上、必要に応じ指導を行っています。(「適正な食品表示推進事業」(H17 ～ 19))

食品表示相談コーナー：県の地域機関 14 箇所に窓口を設置し、一般消費者からの質問や情報提供に対して迅速な対応を行います。

●景品表示法に反する表示を行った事業者への改善指導

景品表示法：公正競争、消費者の利益保護のため、景品及び表示のあり方を定めた法律。実態よりも著しく優良、有利な表示をして消費者を誤解させる表示が違法なものとなります。

対象：食品を含むあらゆる商品・サービスの表示

改善指導：違反状態の排除のため事業者がとるべき措置を指示・注意

第１３条

●農作物残留超過時における対応マニュアルに基づく農作物の安全確保と原因究明及び再発防止対策の徹底指導

公的機関等が実施した農作物の残留農薬分析において、基準値を超過していることが判明した場合、該当農産物が市場に流通させないことや、再発防止対策を講じることとしています。

●食品衛生監視員

食品衛生監視員とは、保健所などに配置されている公務員で、食品 G メンなどとも言われています。主な職務は、食品営業施設の監視指導、食品の検査や住民からの相談業務などを行っています。

●健康危機管理対応研修

食中毒や大規模な感染症などの発生時は、保健所の初動調査、原因究明、各種対策を素早く的確に実施する必要があり、それにより被害の拡大防止が図られます。職員に研修や訓練を行うことにより、危機に備えるものです。

第１５条第１項

●腸炎ビブリオ情報

近海の魚介類や海水に含まれる食中毒原因菌腸炎ビブリオの数量や病原性を検査し、市場や飲食店に提供し食中毒の危険性を知らせるものです。

食の安全インフォメーションホームページ上でも公開しています。

●ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒情報

県内で発生したノロウイルスによる感染症等の情報をとりまとめ、給食施設等に提供し、注意を促すものです。

食の安全インフォメーションホームページ上でも公開しています。

●生活情報誌「くらしほっと」での情報提供

くらしほっと：悪質商法の注意情報等、消費生活に関する様々な情報を提供する広報誌。
県民生活課で作成し、６ページで構成。年 4 回の季刊発行

配布先：消費者団体、事業者団体、市町村等、1 回当たり 44,000 部発送

第１７条

●新潟県食育推進計画

新潟県食育推進計画とは、平成 18 年 3 月、国が策定した食育推進基本計画を基本として、県が作成する食育の推進に関する施策についての計画で、現在策定を進めています。

第２０条

●食品安全自治ネットワーク

群馬県、岐阜県、佐賀県の３県が提唱県となり、食品の広域化や多様化に対応するため、全国の地方自治体による知恵と情報の連携を図るため設置された会議です。

第２１条

●食品衛生指導員

食品衛生指導員は、社団法人新潟県食品衛生協会長から委嘱され、食品関係営業者の自主管理体制の確立や消費者に対して食中毒予防などの普及啓発を行っています。

県内では、約２，２００名の食品衛生指導員が地域での施設巡回指導などを行い、食中毒予防啓発など自主衛生管理活動に取り組んでいます。

●食品衛生推進員

食品衛生推進員は、食品衛生法第 61 条の規定により、社会的に信望があり、食品衛生の向上に熱意と識見のある者から、知事が委嘱するものです。

新潟県では、平成 18 年度から、地域の食品衛生のリーダーとなって食品衛生指導員に助言・指導できる方、きのこの鑑別や食中毒予防などで地域に貢献されている方の中から、推進員を委嘱する予定としています。

●農薬管理指導士研修会の開催

農薬に関して高度な知識を持ち、適正使用の実践と指導を行ってもらう人を「農薬管理指導士」として認定しています。

第２２条

●環境保全型農業の意識啓発

環境保全型農業に対する意識啓発を進め、環境問題を正しく認識し、生産者自らがその解決に積極的に取り組む気運を高めるとともに、環境への負荷をできるだけ軽減した地域ぐるみでの自主的な取組を促進しています。

●県特別栽培農産物認証制度に基づく認証

化学合成農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培と比較し、５割以上減らして栽培した農作物を「特別栽培農作物」として認証しています。

●エコファーマーの確保・育成

「土づくり技術」「化学肥料低減技術」「化学農薬低減技術」を一体的に取り組む計画を策定した生産者を、「エコファーマー」として認定しています。